

平成 26 年度第 2 回社会福祉審議会 議事録要旨

| | |
|------|--|
| 日 時 | 平成 27 年 2 月 23 日（月）午後 2 時から 4 時まで |
| 場 所 | 東大阪市役所 18 階 大会議室 |
| 出席者 | <p>（委員長）関川委員長 （委員）新崎委員、稲森委員、江浦委員、岡委員、小野委員、坂本委員、塩田委員、潮谷委員、津森委員、中川委員、中西委員、西島委員、福永委員、藤並委員、松浦委員、松端委員、松本委員、水口委員、三星委員、宮田委員、村岡委員、山下委員、山田委員、山野委員、好川委員 以上 26 名</p> <p>（事務局）西田福祉部長、田村子どもすこやか部長、川崎社会教育部長、植田福祉部次長、橋本指導監査室長、高橋生活福祉室長、平田障害者支援室長、島岡高齢介護室長、寺岡保育室長、寺田健康部次長、大原教育企画室長、坂上学校教育推進室長、赤穂福祉企画課長、三崎法人指導課長、後藤生活福祉室次長、山田高齢介護課長、磯山介護保険料課長、林給付管理課長、菊池子ども家庭課長、西島子ども見守り課長、堀之内保育課長、関谷子ども子育て新制度準備課長、山本健康づくり課長、米澤介護認定課総括主幹、福祉企画課 大引主査、吉原主査、石田係員、井上係員、障害者支援室 斎藤主任、高齢介護課 高井総括主幹、坂東社会福祉協議会次長</p> |
| 議 題 | <p>1. 各計画の策定について</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 障害福祉計画 (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (3) 次世代育成支援行動計画</p> <p>2. その他</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 子ども・子育て支援事業計画</p> |
| 議事要旨 | <p>○司会 開会のことば</p> <p>○福祉部長 開会のあいさつ</p> <p>○委員長あいさつ</p> <p>【平成 26 年度に策定した計画についての報告】</p> <p>○委員（障害者福祉専門分科会長） 第 4 期障害福祉計画案の【施策体系】について概要説明</p> <p>○事務局 第 4 期障害福祉計画案の【施策展開】について説明</p> <p>○委員（高齢者福祉専門分科会長） 第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画案の【施策体系】について概要説明</p> <p>○事務局</p> |

第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画案の【施策展開】について説明

○委員（児童者福祉専門分科会長）

第2次次世代支援行動計画案の【施策体系】、【施策展開】について概要説明

【委員の意見】

○第4期障害福祉計画について

（委員長）

計画案について自立支援協議会にも説明し、意見を聞いているか。

（事務局）

策定合同審議会に自立支援協議会からも委員に入ってもらっている。協議会には5月の開催時に成案を示す予定。

（委員）

新障害児者支援拠点施設ができるということは、本市の障害児者をめぐる福祉にとって、新たなステージを迎えると私は思う。そういう観点からいうと基本的な考え方としての新施設の意味合い、役割といったものを入れた方がいいのではないか。次に、この計画は各サービスの実績や見込量、進捗率について実績を加味しながら算出し、計画として策定していると思うが、全体的に見込量が少ないようにも思う。ニーズとの関係でどのように見込量を考えたのか、もう少し説明していただきたい。

（委員）（障害者福祉専門分科会長）

見込量の算出にあたっては実績、大阪府で示される基本的な枠組み、他市町村の動向を踏まえている。従って極端に低いとは感じておらず、もし、計画以上に伸びてもそれはそれで対応できるので問題ないと思う。

拠点施設に関しては新たに出来る仕組みで確かに画期的ではあり、充実させていけないといけませんが、これからまだまだ丁寧に検討しながら、という段階だと思う。介護保険の地域包括支援センターを拠点としてというイメージがつきやすいが、まだそこまで明確なイメージがまだ固まっておらず、不透明なところもあり、今回の計画でどの程度まで書き込むのかということではないか。

（事務局）

分科会長と再度相談し、検討したい。

（委員長）

「画期的」、「新たなステージ」というのはどのように受け止めたらいいいのか。

（事務局）

東大阪市の中で障害者と児を一貫した支援と、医療等についても充実させることを考えており、まさに児者一貫した相談に対応できる点が画期的であ

ると考えている。

(委員長)

障害福祉の東大阪モデルみたいなものとして、全国に向けて情報発信が可能な施設機能を持つと理解していいか。

(事務局)

もともと、現在ある療育センターも全国的にも先駆けて整備されており、それに加えて新たなものを作りたいと考えている。

(委員長)

そうしたビジョンや位置付け、将来構想みたいなものを出せる範囲で加筆できるように、分科会長と相談して、検討してもらいたい。

(委員)

障害者手帳の交付やサービス量の見込量等が増加するという計画になっているが、人口減少等が言われている中でどうしてなのか。

(事務局)

確たる分析は出来ていないが、各種データから、高齢になってから障害が発症するという方が相当数いると推測している。

(委員)

当事者からすると、障害福祉のサービス量が少ないのではないかという指摘があり、嬉しかったけれども、根拠もあって出しているのかなと思っている。今回のこの計画は真剣に考えていただいている、非常に有難いと思っている。これからも高齢障害者が誇りうる社会について考えてほしいと思う。

○第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について

(委員)

福祉有償運送について一生懸命前向きな文章にしているが、記述全体が古い気がする。もし可能であれば、様々な公共交通の移動支援についての文言も入れてもいいのではないか。

本市は福祉のまちづくりの推進の継続改善を組織的にできていない。それは福祉部局の責任ではなく市全体でもつべきものだが、その担当部局がないので、進捗状況の当事者参加での継続改善を検討するといった文言は入れられないか。ただし具体策については、福祉部局で担うことは難しいので書けないと思う。要支援の方々を地域で支えるという話あったが、これはまちづくりともしっかり連動しないといけない。これもこの福祉部局だけで到底背負い切れる課題ではない。高齢者施策の大きなテーマとして全体感が見えればいいなあという感想を持った。

(委員長)

市内移動を円滑にする手立てについて国の最新の動向を調べて、本市で対

応可能な範囲内で加筆をお願いしたい。福祉のまちづくりの推進は障害者計画との整合を検討する必要があるので今後の宿題としたい。以前から指摘のあるこの問題については、障害と高齢の分野を一貫した対応が必要と思う。次の計画で踏み込んで書き込めるよう体制づくりを進めて頂きたい。今回の計画のコンセプトも安心して生活できるまちを官民共同でどう作っていくのかというところにあるので、バリアフリーだけの問題ではなく、まちをどう作るかという発想でこの計画を進めていただきたい。

(委員)

地域包括ケアシステムの構築を明確に打ち出され、地域包括支援センターが中核的な拠点としてこれまで以上に重要になっていくだろう。その人材の確保や質の均一化、向上に向けたこれまでの努力も書かれているが、未だ19カ所の地域包括支援センターにばらつきがあるようにも思うし、今後、これだけの仕事を実践するのは大変なことと思う。行政のバックアップについての具体が示されないと地域包括支援センターの負担感が非常に増すのではないかと。その点について聞きたい。

また、介護保険料が第5期から比べると月額で444円上げる提案がされている。負担を軽減することとの関係で所得階層区分を11段階から14段階にしたことの説明をしてもらいたい。

(事務局)

地域包括支援センターへの行政のバックアップのあり方については、計画案にも地域包括支援センターの機能強化ということで重点施策の一つとして記載している。まず地域包括支援センターの体制強化として、市の財政的な部分に結構かかってくるころではあるが、一律ではなく、状況に応じた体制の強化を出来るような検討をしていきたい。また地域ネットワークの強化というところで、地域包括支援センターの担当地域と、本市では中学校校区という形で設定している、地域の関係団体や関係機関などの方々との連携を行う日常生活圏域とがかい離している現状がある。ここをできるだけ整合していきたいので、この整理を計画期間の間にやっていきたい。もし必要であれば、現在19カ所の地域包括支援センターの数を増やすことも視野に入れながら検討していきたいと考えている。加えて、行政のバックアップできる体制の整備と、それぞれの地域包括支援センターの職員のさらなる質の向上に向けた研修の機会、様々な情報提供を行っていきたいと考えている。

(事務局)

介護保険料についてまず国の考え方として、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行うということがある。国は第5期の標準6段階での設定を今回9段階に変えており、国の考えに基づき本市も第5期の11段階を今回14段階に増やしている。制度を維持していくためには低所得者の方にも負担していただくというのが原則であり、そのためには低所得者の方の保険料率は第5期と同様に維持し、一定額以上のある方には負担能力に応じて相応の負担を求めるということで、課税層の方について多段階化を行い、その結果14段階となった。

(委員長)

基準額をなるべく抑えることができるよう、考えられる財源を投入したということ、低所得者の方が滞納しないように少し減額したこと、高所得者の方には少し余計保険料を納めて頂くことで保険料全体を抑えていくという発想を取り入れたということ。地域包括支援センターがどれだけ頑張っているかというデータは既に整理されているので、委員にはそのデータを活用してもらい、質の高い人員が確保できるだけの必要な予算を議会において確保してもらえればありがたいと思う。現場は本当に一生懸命頑張っていて、今回の法改正もあり 2025 年に向けて仕事も増えるばかり、専門性は上がるばかりであるので、東大阪市の地域包括支援センターモデルといったものを作るため、財源的にも配慮してもらいたい。

(委員)

通所介護の数値が平成 28 年度以降、極端に減っているのは、介護保険制度の改正の影響と理解してよいか。

(事務局)

介護保険法の改正により平成 28 年 4 月から定員 18 人以下のデイサービス事業所が地域密着型サービスに移行する。従って、28 年度以降、通所介護のサービスの回数も地域密着型サービスの通所介護の欄に移行する。

(委員)

新しい介護予防日常生活支援総合事業における生活支援コーディネーターとあるが、専門職と地域の人をつなぐ非常に重要な役割だと認識している。どのような形の養成システムを考えているか教えてもらいたい。

(事務局)

現状、本市には高齢者を支援する様々な機関の人に集まってもらい、課題を把握しニーズの調整をしながら解決を図るための高齢者地域ケア会議というものがある。一番身近なものとして地域包括支援センター単位の中でやっている会議、またリージョン単位で開催している地域別会議がある。また、各機関の代表者が集まって開く機関等代表者会議を持っている。こういう既存の会議を十分活用する形で協議体を設置し、その協議体の中で生活支援コーディネーターを選出して、そのコーディネーターとサービス提供の主体が参画する会議をそれぞれの日常生活圏域と地域全体の会議という形で持っていきたい。新たな会議をたくさんもつと複雑になってくるので、出来る限りこの会議を生かした形で行っていきたい。第 2 層の日常生活圏域では地域包括支援センターがコーディネーター機能を担い、第 1 層の市全体ではそれを取りまとめる機能として、基幹型地域包括支援センターを活用する形で行っていきたい。

(委員長)

地域福祉学ではこの生活支援コーディネーターを誰がどのような形で養

成し、確保するののかということが実は大きな問題になっている。社協で養成するのか、地域包括が養成するのか。コーディネート機能を果たすことのできる人を配置するとなると、その養成のあり方が大きな問題になりそうだという議論をしているが、さきほど地域包括支援センターがコーディネート機能を持つということだが、養成はどうなっているか。

(事務局)

社会福祉協議会が実施しているワンコインサービスというものがある。これは援助会員と利用会員がおり、有償ボランティア的な形でちょっとした電球替えといった介護保険では担えないようなサービスを行っているが、これを拡大していくという方法がある。また、地域の様々な団体の人がサロンや見守りなどの活動を活発に行っている。そういったところの現状をまずは把握し、新しい事業に移行できることがあるのか検討しながら、サービスの担い手というものをたくさん作っていききたい。

(委員)

所得段階別保険料について 8 段階だけが 10 万円の幅しかない。10 万円のためだけに 8 段階目を作る意味があるのかどうか。

(事務局)

第 5 期の設定のときに国が示している基準とは異なった所得の層を作っていたがそこに支障が出ていたので、今回国が示した区切りに応じて設定した影響で、ご指摘の区切りが出来た。

○第 2 次次世代支援行動計画について

(委員)

障害福祉計画と次世代の計画の整合性ということになると思うが、障害者全体として計画相談の策定というのが本市の大きな課題であり、障害児の計画も進捗があまりよくない。その点は児童の計画の中でどのように位置づけられているのか。また、保育所等訪問支援の実績も大変低い状況にあるが、新拠点施設の機能の一つとしても位置付けられている。新拠点施設が児童発達支援や相談支援の役割を果たすと思われるが、障害の計画と児童の計画を見たときに少し差があるのではないか。位置付けを明確にするべきではないか。

(事務局)

障害児にかかる支援は、子ども子育て支援事業計画にも含まれている。この部分は国の会議においても明確になっていない。例えば子ども子育て支援事業計画の中においても、いわゆるインクルーシブの考えでいくと放課後の学童保育の中でクリアしていくのか、一方で放課後等デイサービスがあるがそこが障害児のサービスなのかといったところで、どこでその線引きが出来るのかについて国にも明確な答えがない。本市もこれまで培ってきたインクルージョンの中で、地域の中でどのようによりインクルーシブに支えていくのかという立場だが、その書きぶりをどの計画の中で反映していくのかとい

う点は今回なかなか出来てない。もう1点の保育所等訪問事業は、実はサービスとして非常に難しいものがある。これは個別給付であって利用は当然できるのだが、保育所、幼稚園、学校との受け皿としての連携がまだ難しい状況である。公立では一定進めているが、支援拠点施設開設以後、さらに民間も含めて展開させていきたいと考えている。障害福祉計画の中でも障害児の部分は最大限盛り込んでいる。特に早期発見・早期療育の立場からも計画相談は重要視しており、小さいうちから地域生活の中で取り組んでいこうと考えている。

(委員)

障害児と障害福祉、どちらの分野が優先して取り組むのか考えてほしい。障害児は障害福祉で障害として取り扱うのか、子どものこととして障害児として捉えるのかを整理しないと、当事者はどちらを受け皿として選択したらいいのか分からなくなってしまう。

(事務局)

基本的には障害児者を含めて障害のある人たちに対して地域の中でどういう支援をしていくのかについて、トータルで捉えたのが障害福祉計画だと理解している。その中で法的に見者一貫として共通したサービスについては障害福祉計画の中で検討し、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスや児童発達支援事業については児童の計画で展開する。また、この一部については子ども子育て支援事業計画で展開していくことになるかと理解している。

(委員)

この中に乗っていないことだが要望をしたい。医師会は行政から委託を受けてワクチン接種事業を積極的にやっている。何年前にWHOがワクチンを打つことについて、我が国は非常に後進国であると名指しで非難され、国が麻しんの接種について5カ年事業を設けた。大阪もワースト何位に入っており、各地区医師会が主になって接種率向上に取り組み、92~3%まで上がってきたが、麻しんを食い止めるというところまでは95%以上が必要といわれている。接種勧奨を行うにあたり、市立の幼稚園等は協力的でいい数字が上がってくるが、私立の方にはルートがない。すこやか部に聞くと許認可権の問題で躊躇されてかと思うが、その辺を上げないと広がりを防御できない。接種率の向上に向けて前向きに考えて頂きたい。

(委員長)

今回の計画に反映させることに、適切な個所が見つからないので、ご意見という形で承ることとする。

(委員)

この計画の中身は本当に素晴らしいが、まちづくりの関係で民間とのつなげ方についてもうちょっと書いてもよいのではないか。例えば授乳設備やおむつ替えのスペースについて公的施設では、本市でも先頭切って展開している。八王子市などでは建築審査の窓口で子育て支援課とコラボレーションで、クリニックや保育園、衣料店などにこういう制度があるから作ってくれ

ないか、ということをお伝えすると非常に効果があった。このように民間に協力を依頼すると、補助金を出すわけではないのですがすぐにはいかないが多少は効果が生まれると思う。

(委員長)

妊娠から出産、保育所に入る前の人に社会がもっと優しくなれないか、民間事業者の力を借りて、もう少し違った施策も展開できるかも知れない。

では第4期障害福祉計画案、第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の案、そして第2次次世代支援行動計画前期計画につきましては、今皆様から頂いた意見を踏まえて可能な限り計画の中に反映させたいと思っている。内容については、各分科会の会長と私と事務局に一任させていただきたい。続いて、その他の案件として子ども子育て支援事業計画について説明をお願いしたい。

○事務局

子ども子育て支援事業計画案について説明

(委員長)

今回の子ども子育て支援事業については3つの特徴があると思う。1つは会議を16回も積み重ね、計画策定のプロセスを市民、特に子育て中の委員に諮り、意見を集約していった。2つ目は、恐らく東大阪の子ども子育て支援事業計画だけだと思うが、計画の中に参加した委員の意見を具体的に書きこんでいる。3つ目が公立の幼稚園・保育所の再編整備まで将来見込んで議論し、その方向性を整備した。決して単に無くせば良いというものではなく、どう残すかということをお大切にしながら議論をしていただいたと、というところが他の自治体にはないところだと思う。事務局には一生懸命にまとめて頂き感謝する。

(委員)(児童福祉専門分科会長)

東大阪にある就学前、学童を含めた様々な社会資源をどう組み合わせたらいいのか、これまで蓄積されていた公民の役割のあり方を結集した内容も織り込んでいただいたので、これをどう実際に運用していくかが今後課題になっていくと思う。

(委員長)

この件については報告という形で済ませたいと思う。予定していた時刻を大幅に過ぎたが、本日の案件はこれで終了したい。

○福祉部長

閉会のあいさつ

閉会